## 特別職給与を決めるための第三者機関設置を求める意見書(案)

今年 11 月 17 日大臣や国会議員などの給与(歳費)を決める「特別職給与法」が可決されました。

総理大臣で年間 46 万円、閣僚で 32 万円の給与の増額が含まれた内容で、国民からの厳しい批判を受けました。それらの批判に対応するために岸田首相は成立後に増額分を総理大臣らが自主返納すると表明しました。

額の増加に焦点があたっていますが、「決め方」にこそ大きな課題があり、改善が必要です。

例えば、地方自治体の多くは「特別職報酬等審議会」を設置して、首長や議員の給与 (報酬)水準は市民や有識者による第三者機関の答申をへて条例提案を行う仕組みとなっ ています。

新宿区においても新宿区特別職報酬等審議会を実施、議事録要旨の公開等を行ってある 程度の透明性を確保しているため、最低限の信頼はもたらされています。

一方で内閣が給与法を提案する場合は「給与関係閣僚会議」が開催され、「人事院勧告 を踏まえた国家公務員の給与の取扱いについて協議」することとなっています。

「閣僚会議」とあるように構成員は「総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命 担当大臣(経済財政政策)、国家公務員制度担当大臣及び内閣官房長官」であり、内閣以 外の委員はまったく存在しません。

この閣僚会議の決定をへて給与法が内閣官房によって策定されて国会に提案されます。 このようにいわば身内で身内の給与(歳費)を決める仕組みとなっています。

また、閣僚会議は制度運用上も大きな問題点を抱えています。上記のような「お手盛り」会議ですら令和4年度、5年度は会議すら開催していません。「持ち回り開催」として一切の意見交換なしにアップする案を決定しています。

一方で、奇妙なことにマイナス勧告の令和2年度、3年度は会議が開催されています。 マイナスの時はお互い話し合い、アップの時は暗黙の了承を行うように見えます。

これでは国民の信頼を得られないため、早急な改善が求められます。

具体的には、特別職給与を決めるための第三者機関設置であり、早急に検討・実施する ことを強く求めます。

記

- 特別職給与法の策定にあたり第三者機関を設置すること。第三者機関に答申し、諮問を受けたのち、給与法を制定する仕組みを導入すること。
- 二 第三者機関の権限などを決めるために「特別職給与等審議会(仮称)設置法」を国会 あるいは内閣から提案すること。
- 三 第三者機関設置までの運用として、給与関係閣僚会議の会議開催の義務化、開催通知 やネット中継など国民に開かれた会議とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年 月 日

新宿区議会議長名

衆議員議長 参議院議長 内閣総理大臣

宛て